

森林・環境税のしくみ

納める方は？

個人 … (その年の1月1日現在で)県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす方は非課税です。

法人 … 県内に事務所、事業所などがある法人等

納める額は？

個人 … 年額 1,000円

法人 … 年額 2,000円～80,000円 (県民税均等割標準税率の10%相当額)

課税の方法は？

県民税(均等割)に上記の額を上乗せします。

納める方法は？

個人 … 個人市町村民税と併せて市町村が徴収し、県へ払い込みます。

法人 … 法人県民税の申告納付の際に併せて県が徴収します。

いつまで続くの？

個人 … 平成24年度から令和8年度までの15年間

法人 … 平成24年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分

税の管理は？

税金の使いみちを明確にするため、既存の税金と区別し「清流の国ぎふ森林・環境基金」に積み立て、毎年必要な額を取り崩して、目的とする施策のための財源とします。

※県外の皆様にも、ふるさと納税制度による寄付などを通じて、清流の国づくりにご協力いただけます。

チェック機能は？

第三者機関が各施策の取組みをチェックし、事業実施後の評価を行うとともに、事業の内容と成果については、県民の皆さまに公表します。



ぎふ木遊館(外観)



ぎふ木遊館(内観)



あすはちゃん

ミナモ

清流の国ぎふ森林・環境税と国の森林環境譲与税は、それぞれの目的を踏まえ、用途のすみわけを行った上で有効に活用しています。

R4.3版

お問い合わせ先

税の使いみちについて

(森林関係)

林政部森林活用推進課

TEL 058-272-8472 FAX 058-278-2702

E-mail c11513@pref.gifu.lg.jp

(環境関係)

環境生活部環境生活政策課

TEL 058-272-8202 FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

税のしくみについて

総務部税務課

TEL 058-272-1153 FAX 058-271-3711

E-mail c11110@pref.gifu.lg.jp

清流の国ぎふ森林・環境税のホームページ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/7767.html>

ぎふ 森林環境税

